(敬称略、カナ順)

	氏 名	所属 • 役職名等	備考
1	大方、美香	大阪総合保育大学 学長	
2	和 和 和 大	奈良市PTA連合会 相談役	
3	がターウタコ 梶田 歌子	奈良市私立幼稚園協会 研修委員	
4	^{カネノ ヒデカズ} 金野 秀一	奈良市自治連合会 副会長	
5	がもかができる。	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
6	グニハラ チェ 國原 智恵	奈良市保育会 会長	
7	がまた。 また 要本 恭子	株式会社Women's Future Center 代表	
8	シノダ アッシ 篠田 厚志	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長	
9	スガワーチェラ 須川 千恵子	公募委員	
10	タカオ マイ 高尾 麻伊	奈良県私立幼稚園PTA連合会 会長	
11	浜苗 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	
12	ヤマシタ ヒロミ 山下 裕美	社会福祉法人大阪水上隣保館 地域子育て支援部門長	
13	まなる マキュ 横山 真貴子	奈良教育大学教育学部 教授	

奈良市子ども・子育て会議 庁内名簿

	氏 名	所属 • 役職名等	備考
1	真銅 正宣	子ども未来部長	
2	小澤 美砂	子ども未来部次長	
3	玉置 卓	子ども政策課長	
4	大前 睦美	保育総務課長	
5	米田 由喜	保育所•幼稚園課長	
6	池田 有希	子ども育成課長	
7	野儀をあけみ	子育て相談課長	
8	槇田 郁男	母子保健課長	
9	岡田宇司	教育政策課長	
10	小林 正典	地域教育課長	
11	伊東 幹子	学校教育課長	

令和元年度 奈良市子ども・子育て会議等開催スケジュール案

	子ども・子育て会議	教育•保育部会	子ども条例部会
4月		※ 案件ができ次第、開催。 最大4回程度を予定。	
5月			
6月			
7月	【第1回】 ・計画の進捗状況について ・第二期計画について		
8月			
9月			
1 0月	【第2回】 ・計画の進捗状況について ・第二期計画について		<第1回> ・子ども会議の検証 ・その他
11月			
1 2月			
1月			
2月			<第2回> ・子ども会議の検証 ・その他
3月	【第3回】 ・第二期計画について ・その他		

奈良市子ども・子育て会議 教育・保育部会 設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例(平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)に教育・保育部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
 - (2) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しに関する事項
 - (3) 前2号のほか、本市の就学前の教育・保育に関し検討を要する事項 (構成)
- 第3条 部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務 局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

- 第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

- 第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。
- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会 長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年11月6日から施行する。

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例(平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議(以下「会議」という。) に子ども条例部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。
 - (1) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(平成26年奈良市条例第51号。以下「子ども条例」という。)の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事項
 - (2) 子ども条例第12条に規定する子ども会議の運営に関する事項
 - (3) 前2号のほか、子ども条例に基づく施策の推進に関し必要な事項 (構成)
- 第3条 部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

- 第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

- 第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。
- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月30日から施行する。

資料2

認可保育所の新設について

奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課 令和元年7月10日

ソフィア富雄保育園(令和元年10月1日開園予定)

1. 運営主体 社会福祉法人 みやび

2. 定員 90名

O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6人	15人	15人	18人	18人	18人

3. 特別保育 延長保育、一時預かり、障がい児保育を実施

4. 施設概要 所在地 : 奈良市三松四丁目875番1

近鉄富雄駅から900m(徒歩12分) 三松北口バス停から徒歩1分

構 造: 木造 2階建て

駐車場 : 送迎用として敷地内に9台、敷地外に数台確保

駐輪場 : 有

5. 開園までの経緯 平成29年11月1日 近鉄富雄駅周辺における公募

平成29年12月25日 締切(1事業者が応募)

平成30年 1月24日 奈良市民間保育所等選考審査委員会を開催。

選定事業者なし。

平成30年 2月 1日 同区域にて再応募

平成30年 4月25日 締切(2事業者が応募)

平成30年 5月26日 奈良市民間保育所等選考審査委員会を開催。

事業者を選定。

平成31年 4月27日 建築工事入札

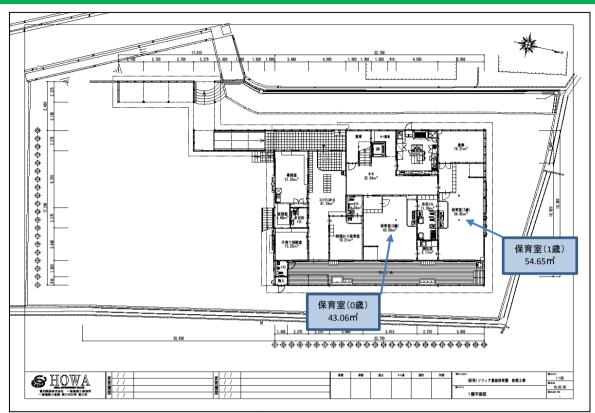
令和元年 6月 4日 建築工事着工

令和元年10月1日 開園予定

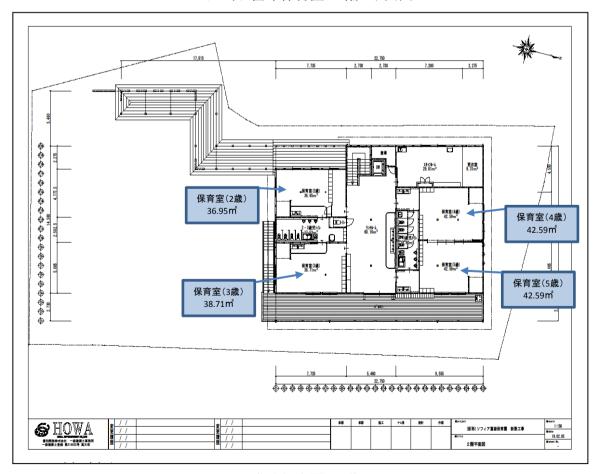
認可基準の状況について

		設置日	令和元年10月				
			施設名				
基準	基準の内容		ソフィア富雄保育園				
			申請内容	適否			
		教育・保育の直接従事職員の配置	保育士 常勤11人・非常勤6人 (開園日(10月1日)までに配置基準を満たす職員数を配置予定)				
職員の配置		保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。	2·3号 1号 合計 0歳児 6人 6人 1歳児 15人 15人 2歳児 15人 15人 3歳児 18人 18人 4歳児 18人 18人 5歳児 18人 18人 合計 90人 90人	0			
		以下で算出した員数以上であること (O歳児×1/3) + (1歳児+2歳児)×1/6 + (3歳児×1/20) + (4歳児+5歳児)×1/30 の小数点以下を四捨五入	【配置基準】				
	2	嘱託医、調理員を必置すること 調理員について、定員41名以上150人以下の 保育所は2名以上。(調理業務を委託する場合は 不要)	嘱託医 嘱託医及び嘱託歯科医を開園までに確保予定 調理員 常勤2人 非常勤1人を予定	0			
	1	保育室等の面積 (乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の面積が 保育所基準による面積以上であること) 0、1歳 3.3㎡/人 2歳以上 1.98㎡/人	必要面積 実面積 乳児室・ ほふく室 69.30 m ² 97.71 m ² 保育室または 遊戯室 136.62 m ² 160.84 m ²	0			
	2	屋外遊戯場は同一敷地内。 2歳以上 3.3㎡/人	必要面積 実面積 同一敷地内 227.70 ㎡ ≦ 436.63 ㎡	0			
設備に関する基準		乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を2階以上に設けている場合は、以下の基準を満たすこと	2階建	0			
	3	・耐火建築物又は準耐火建築物 ・常用と避難用に設備が1以上設けられていること。 ・保育室等その他乳幼児が出入り、通行する場所に、転落防止の設備が設けられていること。	・準耐火建築物・屋内階段(常用)、屋外階段(避難用)・転落防止柵	0			
		以下の設備が備わっていること					
	4	医務室	有	0			
		調理室	有	0			
	1	避難訓練及び消火に対する訓練を月1回行うこと。	 月1回の実施計画	0			
その他の基準	2	給食提供は、自園調理であること。	自園調理	0			
いにが金十	3	健康診断を少なくとも、1年に2回を行うこと。	年2回実施	0			
	4	個人情報の秘密保持及び苦情対応の措置方 法	規定・指針を制定済み。それに沿って措置。	0			

ソフィア富雄保育園(令和元年10月1日開園予定)



ソフィア富雄保育園 1階 平面図



ソフィア富雄保育園 2階 平面図

登美ヶ丘マミーズ保育園(令和元年12月1日開園予定)

1. 運営主体 社会福祉法人 福寿会

2. 定員 90名

O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
9人	12人	12人	19人	19人	19人

3. 特別保育 延長保育、一時預かり、障がい児保育を実施

4. 施設概要 所在地 : 奈良市二名町4504-1

近鉄学研奈良登美ヶ丘駅から1500m(徒歩20分)

登美ヶ丘高校バス停から徒歩1分

構 造 : 鉄骨造 2階建て

駐車場: 送迎用として敷地内に5台、敷地外(隣接地)に7台

駐輪場 : 有

5. 開園までの経緯 平成29年11月 1日 近鉄学研奈良登美ヶ丘駅周辺における公募

平成29年12月25日 締切(応募事業者なし)

平成30年2月1日 同区域にて再応募

平成30年 4月25日 締切(1事業者が応募)

平成30年 5月26日 奈良市民間保育所等選考審査委員会を開催。

事業者を選定。

平成31年 2月 8日 建築工事入札

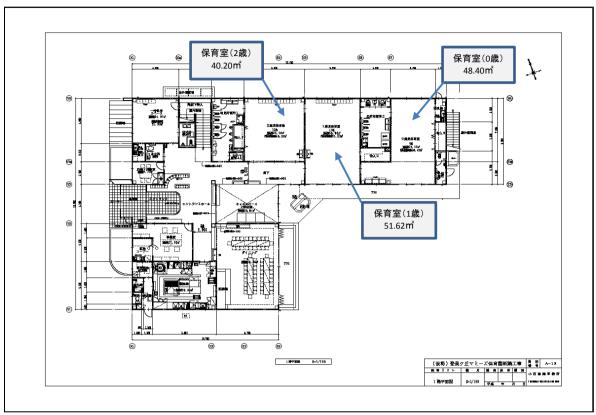
平成31年 3月22日 建築工事着工

令和元年12月 1日 開園予定

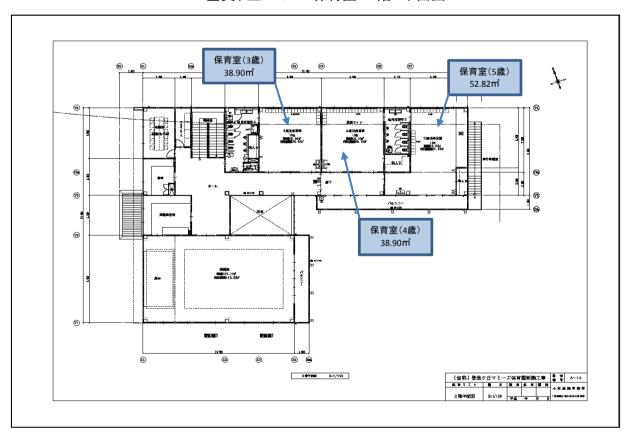
認可基準の状況について

		設置日	令和元年12月				
			施設名				
基準		基準の内容	登美ヶ丘マミーズ保育園				
			申請内容	適否			
		教育・保育の直接従事職員の配置	常勤11人・非常勤9人 (開園日(12月1日)までに配置基準を満たす職員数を配置予定)				
職員の配置	1	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。	2·3号 1号 合計 0歳児 9人 9人 1歳児 12人 12人 2歳児 12人 12人 3歳児 19人 19人 4歳児 19人 19人 5歳児 19人 19人 合計 90人 90人	0			
		以下で算出した員数以上であること (O歳児×1/3) + (1歳児+2歳児)×1/6 + (3歳児×1/20) + (4歳児+5歳児)×1/30 の小数点以下を四捨五入	【配置基準】				
	2	嘱託医、調理員を必置すること 調理員について、定員41名以上150人以下の 保育所は2名以上。(調理業務を委託する場合は 不要)	嘱託医 嘱託医及び嘱託歯科医を開園までに確保予定 調理員 なし(外部委託)	0			
	1	保育室等の面積 (乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の面積が 保育所基準による面積以上であること) 0、1歳 3.3㎡/人 2歳以上 1.98㎡/人	必要面積 実面積 乳児室・ ほふく室 69.30 ㎡ ≦ 100.02 ㎡ 保育室または 遊戯室 136.62 ㎡ ≦ 170.82 ㎡	0			
	2	屋外遊戯場は同一敷地内。 2歳以上 3.3㎡/人	必要面積 実面積 同一敷地内 227.70 ㎡ ≦ 390.76 ㎡	0			
設備に関する基準		乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を2階以上に設けている場合は、以下の基準を満たすこと	2階建	0			
	3	・耐火建築物又は準耐火建築物 ・常用と避難用に設備が1以上設けられていること。 ・保育室等その他乳幼児が出入り、通行する場所に、転落防止の設備が設けられていること。	·耐火建築物·屋内階段(常用)、屋外階段(避難用)·転落防止柵	0			
		以下の設備が備わっていること					
	4	医務室		0			
		調理室	有	0			
	1	避難訓練及び消火に対する訓練を月1回行うこと。	月1回の実施計画	0			
その他の基準	2	給食提供は、自園調理であること。	自園調理	0			
いにが金十	3	健康診断を少なくとも、1年に2回を行うこと。	年2回実施	0			
	4	個人情報の秘密保持及び苦情対応の措置方 法	規定・指針を制定済み。それに沿って措置。	0			

登美ヶ丘マミーズ保育園(令和元年12月1日開園予定)



登美ヶ丘マミーズ保育園 1階 平面図



登美ヶ丘マミーズ保育園 2階 平面図

1 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況について

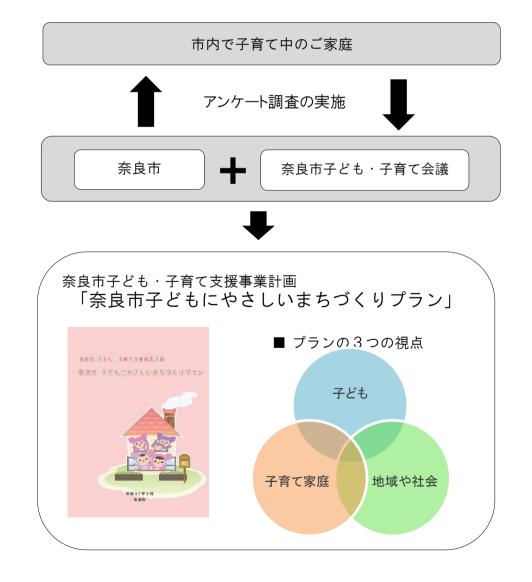
(1) 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン(奈良市子ども・子育て支援事業計画)

「子ども・子育て支援事業計画」は、各自治体が子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、策定が義務付けられています。計画期間は平成27年度~平成31年度の5年間となっています。

→ 奈良市の事業計画は、平成26年12月議会で可決された「奈良市子どもにやさしいまちづくり 条例」の理念を踏まえるとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定した「奈良 市次世代育成支援行動計画(後期:平成22年度~平成26年度)を引き継ぐ計画としても位 置付けています。

この計画は、奈良市の子ども・子育て支援に係る取組(116事業※)を「子ども」「子育て家庭」「地域や社会」の3つの視点のもと、「10の基本目標と20の施策の方向性」という形にまとめ、「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」として平成27年3月に策定しました。

(※平成29年度の計画見直しにより現在は114事業)



(2) 奈良市子ども・子育て会議

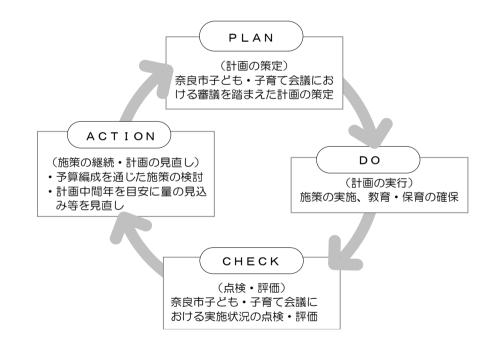
1 概要

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められており、本市では、平成25年3月に「奈良市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「奈良市子ども・子育て会議」を設置しました。

子ども・子育て会議は、地域の子育てに携わる当事者の意見を子ども・子育て施策に反映させることが重要であり、計画を策定すれば終わりではなく、施策を継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回す)役割が期待されています。

2「奈良市子ども・子育て会議」の所掌事務

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務
 - ① 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定に関すること
 - ② 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)の利用定員の設定に関すること
 - ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
 - ④ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること



2 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」進捗管理事業一覧

担当課評価	H27	H28	H29	H30
A:計画以上に進んでいる	23	22	23	21
B:計画どおりに進んでいる	82	79	80	78
C:計画より若干遅れている	11	14	10	14
D:計画より大幅に遅れている	0	0	0	0
E:廃止又は中止	0	1	0	1
(H30から実施のため、未記入)	_	_	1	_
合計	116	116	114	114

	(No	欄左となりの☆マークは、量の見込と確保方策対象事業を示	しています)	担	当課評	価の推	:移
	No	事 業 名	担当課	H27	H28	H29	H30
	T.	子どもの権利保障のための取組の推進					
	1	奈良市子ども会議開催事業	子ども政策課	В	В	В	С
	②	乳幼児期の教育・保育提供体制の確保					
☆	2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	子ども政策課 保育所・幼稚園課	В	В	В	В
	3	市立こども園の設置	子ども政策課 保育総務課	А	А	А	С
☆	4	幼稚園等の一時預かり事業	保育総務課 保育所·幼稚園課	C	С	В	В
☆	5	保育所等の延長保育	保育総務課 保育所·幼稚園課	Α	Α	В	В
	6	休日保育事業	保育所·幼稚園課	С	С	С	С
	7	夜間保育事業	保育所·幼稚園課	В	С	В	В
	3≝	豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実					
	8	保育所及び幼稚園等職員研修の推進	保育総務課	В	В	В	В
	9	保育所及び幼稚園等と小学校との連携の推進	保育総務課	С	С	В	В
	10	特別支援教育支援員の配置(幼稚園等)	保育総務課	С	С	В	В
	11	公立保育所等の充実	保育総務課	В	С	В	В
	12	保育所等における食育の推進	保育総務課	В	В	В	В
	13	民間保育所等運営費補助金	保育所·幼稚園課	С	В	В	В
	14	保育所等のサービス評価の実施	保育総務課 保育所·幼稚園課	С	С	С	С
	15	私立幼稚園運営費補助金	保育所·幼稚園課	В	В	В	В
	④ 豊	豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実					

	16	人権教育推進のための副教材の配付	学校教育課	В	В	В	В
	17	地域で決める学校予算事業	地域教育課	В	С	С	С
	18	世界遺産学習推進事業	学校教育課	В	В	В	В
	19	学校ICTの推進	教育総務課 学校教育課	_	_	В	В
	20	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進(学校の自己評価)	学校教育課	В	В	В	В
	21	コミュニティ・スクールの導入	地域教育課	_	_	В	В
	22	小学校での少人数学級の実施	教職員課	В	В	В	В
	23	教職員研修の推進	教育支援·相談課	В	В	В	В
	24	中学校給食実施事業(平成29年度事業完了)	保健給食課	В	В	В	Е
	5 7	とどもの居場所や体験活動の充実					
☆	25	放課後児童健全育成事業	地域教育課	А	В	В	В
	26	放課後子ども教室推進事業	地域教育課	В	С	С	С
	27	教育センター学習事業	教育支援·相談課	В	В	В	В
	28	青少年野外体験施設の運営管理	地域教育課	В	В	В	В
☆	29	児童館事業の充実	子ども育成課	С	С	С	С
	30	スポーツ体験フェスティバルの開催	スポーツ振興課	Α	А	Α	А
	31	スポーツ少年団の育成	スポーツ振興課	В	В	В	В
	32	子どもを対象とした文化事業の実施	文化振興課 奈良町にぎわい課	В	В	В	В
	33	アウトリーチ活動の実施	文化振興課	В	В	В	В
	6 1	い身の健やかな成長のための取組の充実					
	34	教育相談業務の充実	教育支援·相談課	В	В	В	В
	35	特別支援教育推進事業	教育支援·相談課	С	В	В	В
	36	すこやかテレフォン事業	地域教育課	В	В	В	В
	37	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	保健予防課	В	В	В	В
	38	未成年の喫煙対策	医療政策課 健康増進課	Α	Α	Α	А
	39	思春期保健対策(性)	母子保健課	В	В	В	В
	⑦妖	£娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実					
	40	産後ケア事業	母子保健課	_	_	В	В
	41	特定不妊治療費助成事業	母子保健課	В	В	В	В
	42	母子健康手帳の交付	母子保健課	В	В	В	В
☆	43	妊婦健康診査事業	母子保健課	В	В	В	В
	44	親子健康教室	母子保健課	_	_	В	В

	45	妊産婦、新生児、未熟児訪問(保健指導事業)	母子保健課	В	В	В	В
☆	46	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	子育て相談課	В	В	В	В
	47	4か月健康診査(乳児一般健康診査)	母子保健課	Α	Α	В	Α
	48	10か月健康診査(乳児一般健康診査)	母子保健課	Α	Α	Α	Α
	49	1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	母子保健課	Α	Α	Α	Α
	50	3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	母子保健課	Α	Α	Α	Α
	51	フッ化物塗布事業	母子保健課	В	В	Α	В
	52	乳幼児予防接種事業	健康増進課	В	В	В	В
	86	建やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の	充実				
	53	妊産婦·乳幼児健康相談事業	母子保健課	Α	Α	Α	Α
	54	発達支援	母子保健課	_	_	В	В
	55	妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	母子保健課	В	В	В	В
	94	ト児医療体制の充実					
	56	休日·夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の 充実	医療政策課	Α	В	Α	Α
	57	妊娠・出産の安全確保	医療政策課	В	В	В	В
	10 -	子育て中の親子の居場所づくりの推進					
☆	58	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課	В	В	В	С
☆	59	子育てスポット事業	子ども育成課	В	В	В	С
☆	60	子育てスポットすくすく広場事業	子ども育成課	В	В	В	С
☆	61	市立こども園の地域活動の推進	保育総務課	В	В	В	В
	62	地域に開かれた幼稚園・保育所づくりの推進	保育総務課	В	В	В	В
	63	公民館での各種教室・講座	地域教育課 (奈良市生涯学習財団)	В	В	В	В
	① \$	多様な子育て支援サービスの充実					
☆	64	保育所等における一時預かり事業	保育所·幼稚園課	В	В	В	В
☆	65	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	子ども育成課	А	А	Α	А
☆	66	病児·病後児保育事業	保育所·幼稚園課	В	В	В	В
☆	67	子育て短期支援事業	子育て相談課	В	В	С	В
	12-	子育てに関する相談体制・情報提供の充実					
☆	68	利用者支援事業	保育所・幼稚園課 子ども育成課 母子保健課	В	А	В	В
	69	子育て世代支援PR事業	子ども政策課	В	В	С	С
	70	家庭児童相談室運営事業	子育て相談課	В	В	В	В
	71	幼稚園や保育所の子育て相談	保育総務課	В	В	В	В

72	家庭教育支援事業	地域教育課	В	В	В	В
(3 -7	子育て家庭への経済的な支援の充実					
73	子ども医療費助成	子ども育成課	А	А	А	А
74	就園奨励費補助	保育所·幼稚園課	С	С	С	С
75	就学援助	教育総務課	В	В	В	В
76	特別支援教育就学奨励事業	教育総務課	В	В	В	В
(4 0	とり親家庭への支援の充実					
77	ひとり親家庭等医療費助成	子ども育成課	Α	А	А	А
78	ひとり親家庭等相談	子ども育成課	В	В	В	В
79	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども育成課	В	В	А	Α
80	母子家庭等就業・自立支援センター事業	子ども育成課	В	В	В	В
81	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	子ども育成課	В	В	В	В
82	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	子ども育成課	В	В	В	В
83	公共賃貸住宅における母子·父子世帯向けの優先入居制度の 活用	住宅課	В	В	В	В
15阵	すがいのある子どもと子育て家庭への支援の充実					
84	放課後児童健全育成事業施設における障がい児の受け入れ 推進	地域教育課	А	В	В	В
85	短期入所	障がい福祉課	Α	А	А	Α
86	障害児通所支援	障がい福祉課	Α	А	А	Α
87	居宅介護	障がい福祉課	Α	А	А	А
88	行動援護	障がい福祉課	Α	А	А	А
89	奈良市歯科診療	障がい福祉課	В	А	А	Α
90	日中一時支援	障がい福祉課	В	В	В	С
91	移動支援	障がい福祉課	В	В	В	В
92	みどり園	障がい福祉課	В	С	С	В
93	相談支援事業	障がい福祉課	Α	А	Α	Α
94	親子体操教室	障がい福祉課	С	С	С	С
95	子ども発達支援事業	子育て相談課	В	В	В	В
96	長期療養児支援	保健予防課	В	В	В	В
16度	連待防止などの取組の充実					
97	子ども家庭総合支援拠点事業	子育て相談課	_	_	_	В
98	被虐待児童対策地域協議会の活用	子育て相談課	В	В	В	В
99	養育支援訪問事業	子育て相談課	В	В	В	В

100	家庭訪問	母子保健課	В	В	В	В						
①±	地域における子育で支援活動の充実											
☆ 101	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課	В	В	В	А						
102	子育て支援アドバイザー事業	子ども育成課	Α	А	Α	А						
103	子育てサークルの支援	子ども育成課	В	В	А	В						
(18)±	也域における子どもの見守り活動の推進											
104	交通安全教室の開催	危機管理課	В	В	В	В						
105	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	いじめ防止生徒指導課	В	В	В	В						
106	不審者情報の配信	いじめ防止生徒指導課	В	В	В	В						
107	「子ども安全の家」標旗配布	いじめ防止生徒指導課	В	В	В	В						
195	月女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的	な機運の醸成										
108	イクメン手帳の配布	男女共同参画課	С	С	С	В						
109	仕事と生活の調和推進事業	産業政策課	В	В	В	В						
205	安心して外出できる環境づくりの推進											
110	通学路整備事業	道路建設課	Α	А	Α	А						
111	公園管理運営	公園緑地課	В	В	В	В						
112	公園整備事業	公園緑地課	В	В	В	В						
113	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	住宅課	В	В	В	В						
114	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活 用	住宅課	В	В	В	В						

3 量の見込みと確保方策対象事業について

子ども・子育て支援新制度においては、「認定こども園の普及」や「待機児童の解消」だけが目的ではなく、地域の子育て支援を充実させるため、子ども・子育て支援法第59条において対象事業が定められています。

それらの事業は「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗管理事業に含めるとともに、第5章「主な事業の5年間の需給計画」に量の見込みと確保方策対象事業として掲載しています。

量の見込みと確保方策の対象事業は国において定められており、奈良市の取組状況は次のとおりです。

量の見込みと確保方策(事業計画第5章)対象事業	No.	奈良市における事業名	担当課
教育·保育		教育・保育施設及び地域方保育事業の整備	子ども政策課
			保育所·幼稚園課
(1)利用者支援事業		 利用者支援事業	保育所·幼稚園課
		13711日入版于不	子ども育成課
【 (2)時間外保育事業(延長保育事業)	5	 保育所等の延長保育	保育総務課
			保育所·幼稚園課
(3)放課後児童健全育成事業 (バンビーホーム等)	25	放課後児童健全育成事業	地域教育課
(4)子育て短期支援事業 (ショートスティ等)	67	子育て短期支援事業	子ども育成課
(5)乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	46	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	子育て相談課
(6)養育支援訪問事業	99	養育支援訪問事業	子育て相談課
	29	児童館事業の充実	子ども育成課
	58	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課
(7)地域子育て支援拠点事業(子育て広場)	59	子育てスポット事業	子ども育成課
	60	子育てスポットすくすく広場事業	子ども育成課
	61	市立こども園の地域活動の推進	保育総務課
		 幼稚園等の預かり保育	保育総務課
 (8)一時預かり事業	·		保育所·幼稚園課
(〇) 时顶的分子来		保育所における一時預かり事業	保育所·幼稚園課
	65	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	子ども育成課
(9)病児·病後児保育事業	66	病児·病後児保育事業	保育所·幼稚園課
(10)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	101	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課
(11)妊婦健康診査事業	43	妊婦健康診査事業	健康増進課
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業			
(13)多様な事業者の参入促進·能力活用事業			

参考 「奈良市子ども・子育て支援推進本部」について

奈良市の子ども・子育て支援の全庁的な推進を図るとともに、「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」を効果的に進めるため、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第20条に基づき、「奈良市子ども・子育て支援推進本部を平成27年12月から設置しています。

[奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(一部抜粋)]

(体制整備)

第20条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための 必要な体制を整備するものとする。

奈良市子ども・子育て支援推進本部の所掌事項

- (1) 奈良市子どもにやさしいまちづくりプランの推進に関すること
- (2) 子ども・子育て支援の推進に係る関係部局間の連携及び調整に関すること
- (3) その他、子ども・子育て支援に必要な事項に関すること

奈良市子ども・子育て支援推進本部関係図フロー

奈良市子ども・子育て会議

プランの点検・評価

奈良市子ども会議

提案・意見









奈良市子ども・子育て支援推進本部(本部長:市長)

奈良市子ども・子育て会議でのプランの 点検・評価を受け、対応を検討

奈良市子ども会議での提案・意見 を受け、回答を検討

奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業評価シート 事業評価シート様式

事業No												
					部名 子ども未来部				課名		子ども政策課	
■当初計画 事業内容 子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みと 自主的・自発的な運営による「子ども会議」を設置し					指標 意見表明に対 (%				平成27年度より夫別			
■事業の取犯↓	420			量の見込みと確保方策(事業計画第5章)対象事業 該当の						B/3-6-0		
■ <u>事業の取組状況</u> 予算・決算額		平成27年度		平成28年度		平成29年度			平成30年度		平成31年度	
		(予算) (決算)			917 +F				(予算) (決算)	900 +F		774
目標値と実績値		(目標)	75	(目標)	80	(目標)	85		(目標)	90	(目標)	95
取り組み内容	·成果等	まちづくりまた 年4月1日 たことから、会議」を開催した子ども	77.5 ごもにやさしい に例。が平成27 「奈良・行きさんだって で奈良・大きなです。 にある。 にも、大きなでは、 にある。 に提出した。	まき子今ちるらたり、日間調神を明めていた。と回が担いたり、と回が担いたりには話当、からいたのでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	79.6 させい さい できない できない できない できない できない できない できない できな	(実) 日本は話り、なを者一し、日本は話り、と、から、と、から、関でして、たまと、から、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	催した。今 募集をはいいます。 保集をはいいませい。 保護をはいいませい。 保護をはないできる。 保護をはないできる。	回ら 一席こ出に	(実績) 4 日本 は は は な で ど 四 国 波 は な で ど 四 国 な に ま で と で ど 四 国 公 な 点 長 に ま ま え 視 長 に れ と ら れ と ら れ と ら れ と ら れ と ら れ	舌し合う場合では、 おいないは、 はびいいとは、 はいいいとは、 はいいいとは、 はいとは、 はいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 はいいとは、 は		「目標値と実績値 『を文章で補足
取り組みの) (課題・改善		りが場議にし子い を意と」自取どくま」 を意と」自取どくま」 も を き き き う う う う う う う う う う う う う う う う	またした。 はたした。 はたした。 はたい、市。 のでは、 からい、市。 のでは、 ので	議を開催しまり組んでは、会議しいません。	様き、子ども会自即ない。 ・一般を表している。 ・一	これま開催した。 ・ 一直を開催した。 ・ 一面を開催した。 ・ 一面を用作した。 ・ 一面を用作した。 一面を用作した。 一面を用作した。 一面を用作した。	。足なにど的ら心。議にを題参、たどがよって、このは、る会参のは、出ててて身が近今のもあやこえ及ま」反行と加会めもあや、のはがる会参のがたで吹っし者場、のる。報業目緩でにしう足「さきいは集察隣加そに、 まり は 集 変	の標や、自、子度奈れる 、を良ににの	事満い参的る設今りまを奉子こた組い、事満い参的る設今りまを奉子こた組い。などで提に開たるそせてが、政康もを、併ないに会とで提に開たるそせでは、政康もを、併ない。	エグトリースを高います。 エグトリースを高います。 でもち会うに工がれるともつ向います。 エグトリースをのからにさいたたった。 エグトリースをのからにさいたたった。 エグトリースをのか	発生し 改善点 	進めていくうえた課題や、今後等について記載 管理では、この確 をについて、ご意
■事業の進捗∜	犬況に対す	る担当課評 平成	価及び奈良市 27年度	子ども・子 平	育て会議におけ 成28年度	る意見等 平成	29年度		平成3	0年度		平成31年度
担当課評	严価		В		В		В		E	3		
子ども・子育		子どもたちされてませんの子ども大子を加て意味のいると	意がれたない。 見目でたりいたりいたりいたりいたりいたりいたりいたりいたりに を なりなるに組奈にいたりにたいたからない。 とみ良向けたいたいたいたいたい。	度もしたといません。	た子どもの満足、意味のある充り組みになる参加もただ、参加もがの生に限られてした。	子ども会議 が、サンス が、ないった がないった	な媒体、名 イトルが必					
子とも・子育における意		取あかもうけもか 他りつ。たなば更と相て例ち取、に思めていまでであり、に思いまれてのり子深うからは意組どま。	るにい、見かい。 もりはですによい、 見かい をとない ででに はな子るて 意な との で は な で で は め で は め で に め の も に さ き に さ き に さ き に さ き に さ き に さ き に さ き と う と う と う と う と う と う と う と う と う と	るのと童地子をり加意どれのと子考会域ど図多す見もばで思どえや教もるくるを会、はいもる生育教なの取持議そない	るまたと徒路室ど子組っとのいい。に名、会議なのどかとのであている。 いった名、会ど工もら臨う値といい。に名、会談のであてがのであて形の高田のであている。 は良てのい課連、のくのにまいる。 は、からにはいる。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	直そン「気一ま室いキと能がて伝接んスや持言すがでッ、(あウわけますがでッ、(あウわまをしまままでがでが、ありれいで、はありないでは、かでは、かでは、かでは、かでは、かでは、かでは、かでは、かでは、かでは、	をあた敵ば、よか一無由保ムは叶るいすよ保い。ス料)護なかるというい護の他が、等る思いでした傍のにいでチ、いな思にはもる聴案対がした。	」ャ う、い控な、こ可内し、ょ	A:I B:I C:I	計画以上に進ん計画とおりに進わけるとの若干値はの大幅に発出しては中止を発生しては中止を発生しては中止を発生しては中止を対していません。	がいる はんでいる されている 遅れてい	5
	見等	取あかもうけもか 他 奈参方りい参議るく特は木等考まっこはの場から、 でいるのは、 で	ると広の事をに会ってい、見みもるの、会そよのくら、取善、集な知べ、取一ている。 はい こうかい こうかい こうかい こうかい こうかい こうかい こうかい こうか	るのと童地子をり加意どれのよてでへのをにの報もどにく加み子設アた論思と子考会域ど図をすりましば、すらもにの集行の意共会のつのしたどでしていました。 は多ら参個まっい見有議よい地でいもにケ夫をはいった。 はらら参加まっい見有議よい地でいもにケ夫をはいました。	を を は は は は は に を は に を は に を は に を を と す た と ず た に を を と 大 た れ て い で ち に の だ の で ち に の だ の で も に の に 。 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る に る 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 。 に 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	直そン「気ーま室いキと能が接んスや持言すがでッ、(あまな!っちが。あしズ駐退れ話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	てみ叶をかっ、無由保入土で持券いと、会やしのお、状間さまた組出い情たととうの、と様と者でにあ傍のに、いてりいう意を、単編いない。などは、の実にはも発し、なり、この、と様と者でにあ傍のに、いてりいう意を 興傷いて機を加えない の実にはも発いるかと様と者でにあ傍のに、いてりいう意を 興傷いて機を加えない。 アモい子よ信と、チェいな思にはもる聴薬対が一多たシ見た 味所子な表書携ひも ど対てどうし!	」ヤーう、い控な、こ可内し、よくだやを は等ど事明集し 検 もす、も	A:: B:: C:: D:: E:: ・「奈良年業派 第14次代でき B:少し	計画以上に進行 計画とおりに対しては 計画より会計 計画より会議 再発 に で は こ ご と で に で に の さ に の さ に で に の さ に の さ に の さ に の さ に の に の に る に る に る に る に る に る に る に る	でいる またい でいる またい でいかい でいか でいか でいか でいか でいか でいか でいか でいか で	5 5 5 1.1る ごいただくご意見 映されます。 くり条例」 事業の取り
たおける意意 見等に対する	見等	取あかもうけもか 他 豪参方りか参議るく特はれ等考まつに協会会うい イタリーの たな 更と 自動であれているのまたにより 参ぶと工で、こりや参等た 日本のでだによう 参よと工で、こりや参等た 日本のでだけ、1 本の子に、1 の で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	ると広い、見みもる 会そよのくら、取善 集な別で 取下食っ議をえて 14 のりなこうを 知ずまなまで は にりっな意とみつ いが増た みをピチイス人。 けりかくら、取善 集な別で 取下食っ議をえて 14 のりをき 組マチイで入る。 15 のりを 16 のりを 17 のりを 18 のから 17 のりを 18 のから 18	るのと童地子をり加意どれのよてでへのをにの報もどにく加み子設アた論で、他と子考会域と図多す見もばで与りもにの集行つ意共会ののしただと文工がいたとなり、は多い多個まつい見名演乱い地でいもにケ夫実を思うとなって域もと会つ一をまた。 規 に取り着 はいり はい	をすった。 を表すたと、住協室とデ組つとの、デモ大家となってきたり、また、のでは、 を表すたと、住協室とデ組つとの、デモ大家となってきたり、これであった。 の「と学かなる放のですった。 い。に各、会をどエもたい値がといいです。 では、一者つり組る がい。に各、会をとエもたい値がよいのです。 では、一者つり組る はいるいでは、 のでは、	直そン「気一ま室いキと能がて伝参の付案路いまあがも情のに可か討さ会る進たにいき接んスや持言すがです。(ふありわまたようままたる原た手機付能一たら遠で眼に横に対な!つちが。あして駐逸れ工名書県よう法で チロ舎 ぐとしく配等いこせ後のした極い対なりのもよえ本席だけの名乗ります。たる原た手機付能一たら遠で最に横にはいる集時ではあります。ことでありません。これできたようには、またできています。これでは、またできています。	てをむた激ば、よか一無由圧入止で持事いに、会やしのち、技能き、また組もい情他かまと」るい護の他が、等者思いよっ集でて、議開に他の参単な、で提にのける発出いよった子ごい、に催く様意加とない、で生い子よ信・1チ、いな思にはもる聴楽対が一多たシ見た、味所子衣表異携から・ど対でどうし、!	」ヤーう、い控な、こ可内し、よくだやを は等ど事明集し 検 もす、も	・ 「祭良市等」 ・ 第11条 第11条 組み状況 ・ 名: 少し ・ できき ・ できき	計画以上に進た 計画と初ります。 計画との名子。 計画はり発展 高角止又は中止 全と写の規定に ついて、3段 だってきた できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 でき	でいる。んでいる。ためでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	いただくご意見映されます。
たおける意意 見等に対する	見等 対応状況 の関係者に の関係者に	取あかもうけもか 他 豪参方りか参議るく特はれ等考まつに協会会うい イタリーの たな 更と 自動であれているのまたにより 参ぶと工で、こりや参等た 日本のでだによう 参よと工で、こりや参等た 日本のでだけ、1 本の子に、1 の で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	ると広い、見みもる。 会そよのくい取書 集な知て、取庁長つ議を考えい、見みもる。 会そよのくい取書 集な親で、取庁長つ議を明めてのは、がで前集な護で にの決での、別を に意たい りゃったい論取ていまはご子組みっ いが増た みをど子て入る。 といどよい義い るみや、を会ない さすと にる会もらてという いかり かいがない りゃく いどよい義い	るのと童地子をり加意どれのよてでへのをにの報もどにく加み子設アた論で、他と子考会域と図多す見もばで与りもにの集行つ意共会ののしただと文工がいたとなり、は多い多個まつい見名演乱い地でいもにケ夫実を思うとなって域もと会つ一をまた。 規 に取り着 はいり はい	るとすたと性協産とディーなのかでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	直そン「気一ま室いキと能がて伝参の付案路いまあがも情のに可か討さ会る進たにいき接んスや持言すがです。(ふありわまたようままたる原た手機付能一たら遠で眼に横に対な!つちが。あして駐逸れ工名書県よう法で チロ舎 ぐとしく配等いこせ後のした極い対なりのもよえ本席だけの名乗ります。たる原た手機付能一たら遠で最に横にはいる集時ではあります。ことでありません。これできたようには、またできています。これでは、またできています。	てみ叶をかっ、無由保入土で持券いと、会やしのお、状間さまた組出い情たととうの、と様と者でにあ傍のに、いてりいう意を、単編いない。などは、の実にはも発し、なり、この、と様と者でにあ傍のに、いてりいう意を 興傷いて機を加えない の実にはも発いるかと様と者でにあ傍のに、いてりいう意を 興傷いて機を加えない。 アモい子よ信と、チェいな思にはもる聴薬対が一多たシ見た 味所子な表書携ひも ど対てどうし!	」ヤーう、い控な、こ可内し、よくだやを は等ど事明集し 検 もす、も	A:: A:: BC:: DE: I	計画以上に進た 計画と初ります。 計画との名子。 計画はり発展 高角止又は中止 全と写の規定に ついて、3段 だってきた できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 でき	でいる。んでいる。ためでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	5 5 5 1.1る ごいただくご意見 映されます。 くり条例」 事業の取り

奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン進捗状況に対する意見等 回答様式

(ご記入にあたって)

	事業No. 選択肢(ドロップダウンリスト)からご記入いただく事業を選択してください。
	(各事業の進捗状況に対してのご意見・ご提案を記入してください。)
	※ 掲載されている事業総数は114事業ありますが、そのうち、各委員のお立場から ご意見・ご提案のある事業についてのみ、ご記入ください。 (この回答様式には記入欄を20事業分用意しておりますが、欄が不足する場合は、お手数ですが、欄をコ ピーする等して、追加してください。また、20事業全て記載していただく必要はありません。各事業につ いてではなく、計画全体についてのご意見等は、「事業No.」の選択肢を空欄のままにして、ご記入くださ い。)
1	事業No.
0	事業№
۷	事業No.

「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」進捗状況等に関する質問票

ご意見を記入していただくにあたり、資料の内容等について質問等がございましたら、 下記に記載いただき、メール等でご送付ください。頂戴しましたご質問等については、 受付次第、回答を作成し、ご返信させていただきます。

		(委員名)	
該当事業等 (No.)			
内容			
回答	(事務局記入欄)		

(送付先)

奈良市 子ども未来部 子ども政策課 住所:奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL:0742-34-4792 FAX:0742-34-4798

MAIL:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画 (奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン) について

子ども・子育て支援事業計画の法的位置づけ

<子ども・子育て支援法第62条(抄)>

1 市町村は、基本指針に即して、**五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他こ の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画**(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【平成27年度~平成31年(令和元年)度】

第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画(奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン)



【令和 2年度~令和 6年度】 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画

本年度策定



4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、<u>教育・保育提供区域における**子どもの数**、**子どもの保護者の**特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する**意向**その他の事情を勘案して作成しなければならない。</u>

5 市町村は、教育・保育提供区域における<u>子ども及びその保護者の置かれてる環境**その他の事情**を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう</u>努めるものとする。

【子どもの数】

人口構造から第二期計画期間中の人口推計を算出

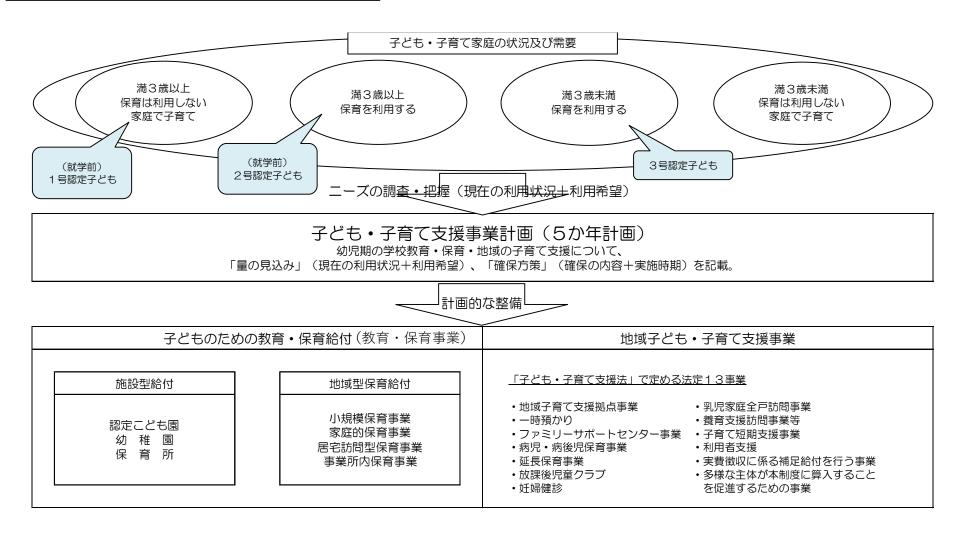
【子ども・保護者の状況・意向】

ニーズ調査を実施 (平成30年度実施済み)



子ども・子育て支援事業計画の概要

市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」を簡単に表現すると、<u>5年間の計画期間における幼児期の学校教育・</u>保育・地域の子育て支援についての需給計画。(国の子ども・子育て会議資料より抜粋・編集)

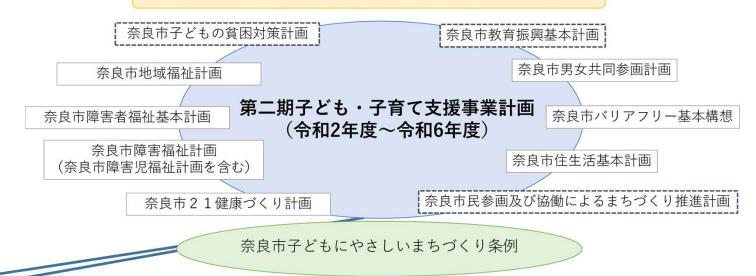


第二期子ども・子育て支援事業計画の本市の他計画との関係

【最上位規範】奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

<上位計画>奈良市第4次総合計画(前期基本計画:平成23年度~27年度、後期基本計画:平成28年度~令和2年度)

奈良市第4次総合計画 < 基本構想・基本計画(前期・後期) >

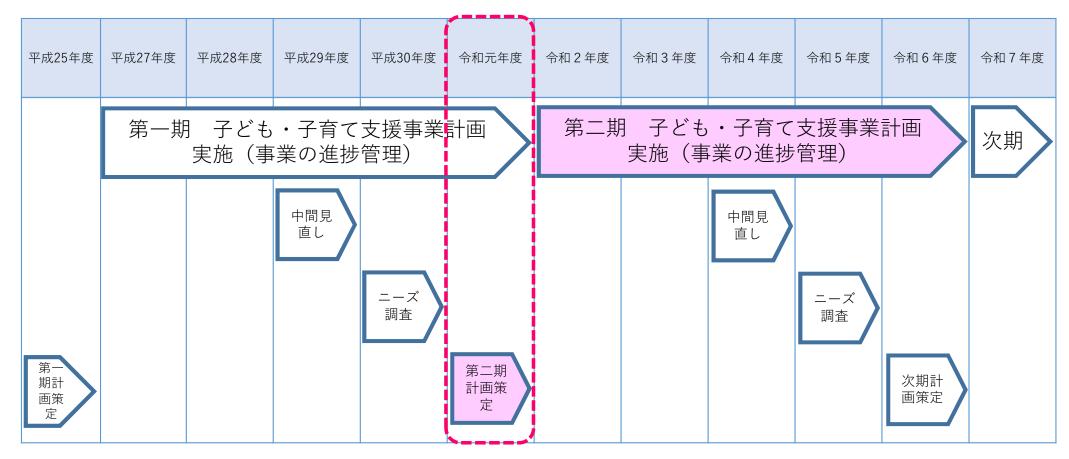


子ども・子育て支援に関する事業(第一期では現在114事業)の進捗管理を行う。

(参考) 奈良市子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成推進行動計画を引き継ぐものとして策定しています。

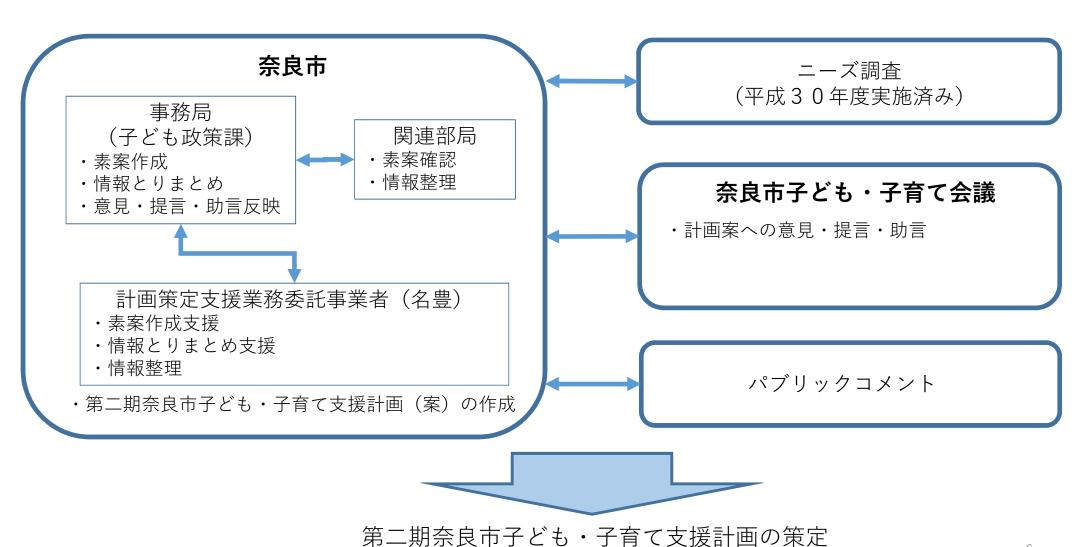
- <次世代育成支援対策推進法第8条(抄)>
- 1 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

第二期子ども・子育て支援事業計画の計画期間



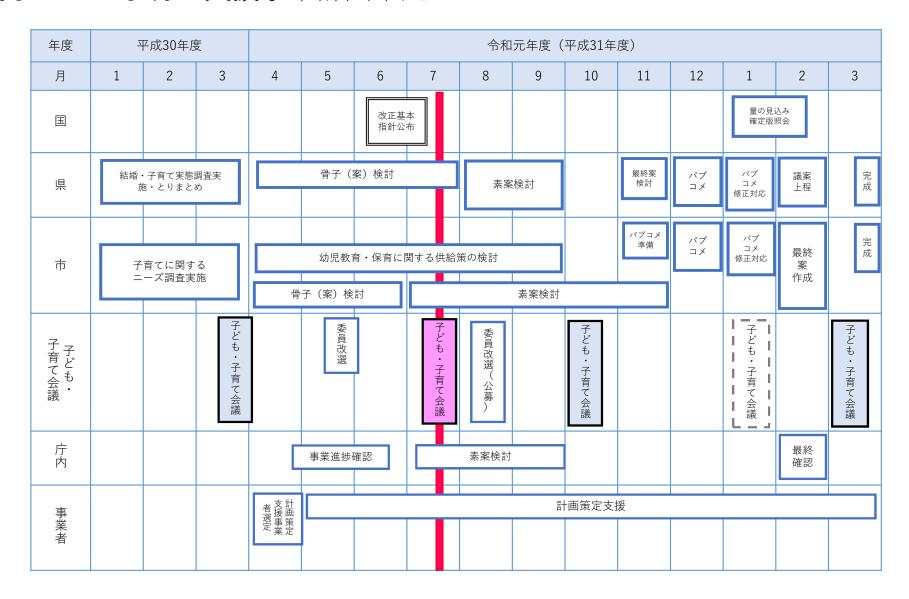
第二期市町村子ども・子育て支援事業計画は、第一期の計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

第二期子ども・子育て支援事業計画の策定体制



6

第二期子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール



国の基本指針の改正案について(国の資料より抜粋) 1/4

※基本指針の改定方針は令和元年6月中に公開予定でしたが、7月1日時点で公開されていません。 以下は令和元年6月25日実施された内閣府子ども・子育て会議(第43回)の資料(抜粋)です。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について

改正の背景

○市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正を行う。

○そのほか、**幼児教育・保育の無償化の実施**のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正を行う。

改正の内容

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。

(第三の二3(二):P37_実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期)

・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。

(別表第三の三: P85 地域子ども・子育て支援事業の参酌標準 三. 放課後児童健全育成事業)

国の基本指針の改正案について(国の資料より抜粋)2/4

改正の内容

- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
- ①児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」 (平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、以下の事項等を追記。
- ・子どもの権利擁護に関して、**体罰によらない子育て等を推進すること。**
- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、**支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握**、 市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、 児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。

(第三の三2(一):P40児童虐待防止策の充実(都道府県が行う施策との連携に関する事項))

(第三の四5 (一): P64 児童虐待防止の充実(都道府県))

(別表第三の四: P85 地域子ども・子育て支援事業の参酌標準 四. 子育て短期支援事業)

②社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定すること。

(第三の四5 (二): P65 社会的養護体制の充実(都道府県))

国の基本指針の改正案について(国の資料より抜粋)3/4

改正の内容

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、

- ①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、
- ②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保 及び幼児教育センターの体制整備に努めること。

(第二の一:P14_教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方)

- ・児童福祉法に基づく**障害児福祉計画**について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、**市町村計画・**都道府県計画の**作成に当たって調和を保つべき計画として明記**すること。 (第三の一6:P25 他の計画との関係)
- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、 市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について**公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること**。

(第三の二2 (一): P28 各年度における教育・保育の量の見込み)

(第三の二2(二)(1):P31 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期)

・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、**海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ**、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し**必要な支援を行うこと**。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。

(第三の二2(二)(1):P31_実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期)

国の基本指針の改正案について(国の資料より抜粋)4/4

改正の内容

- (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項(第三の三 2 (三): P43_障害児施策の充実等)及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項(第三の四 5 (四):)に追加すること。また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。

(第三の四5 (四): P70_障害児施策の充実等(都道府県))

- ・**地域子ども・子育て支援事業についても**、市町村支援事業計画の**中間年の見直しの要否の基準**となること。 (第三の六3:子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価)
- (4) **幼児教育・保育の無償化の実施のため**の子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。
- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。

(第三の二4:子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項)

・都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。 (第三の四3:子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項(都道府県))

ニーズ調査結果(抜粋) 1/4

①子どもと家族の状況について

・子どもをみてもらえる親族・知人について「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」人が減少(ニーズ調査報告書 P4)

0~2歳:26.6%(平成30年度)←32.6%(平成25年度)

3~5歳:23.4%(平成30年度)←28.2%(平成25年度)

小 学 生 : 24.3% (平成30年度) ←27.3% (平成25年度)

・緊急時も子どもをみてもらえる親族・知人がいない人が1割程存在(P4)

0~2歳:10.9%(平成30年度) 3~5歳:10.4%(平成30年度) 小学生:12.1%(平成30年度)

⇒多様な保育サービスのニーズへの対応が必要。

②保護者の就労状況について

・母親の就労状況が平成25年度調査比で0~2歳、3~5歳の児童保護者、就学児童保護者ともに就労している人が増加(P5)

0~2歳:58.3%(平成30年度)←42.7%(平成25年度)

3~5歳:63.2%(平成30年度)←45.3%(平成25年度)

小 学 生 : 70.3% (平成30年度) ←56.6% (平成25年度)

・母親のパート等からフルタイムの転換希望で実現する見込みの割合 (P28)

0~2歳:3.3%(平成30年度)

3~5歳:10.6%(平成30年度)

・母親の未就労から就労を希望する割合 (P29)

0~2歳:75.2% (平成30年度)

3~5歳: 72.3% (平成30年度) →働く母親が大きく増加。潜在的なニーズもあり、今後も増加する見込み。

ニーズ調査結果(抜粋) 2/4

③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

・平日の定期的な教育・保育事業について、「利用する必要がない」が減少(P6)

0~2歳: 36.4% (平成30年度) ←46.1% (平成25年度)

・今後の利用希望は0~2歳、3~5歳で「認定こども園」が平成30年度で最も高い。※平成25年度は幼稚園が最も高い。(P7)

0~2歳:43.8%(平成30年度)←43.4%(平成25年度)※幼稚園は36.8%(平成30年度)←51.4%(平成25年度)

3~5歳:25.4%(平成30年度)←34.6%(平成25年度)※幼稚園は16.3%(平成30年度)←51.4%(平成25年度)

・幼児教育の無償化が実施された場合、新たに教育・保育施設を利用したい人の割合(P9)

0~2歳:66.2%(平成30年度)

3~5歳:64.7% (平成30年度)

・幼児教育の無償化が実施された場合、就労を開始する人の割合(P9)

0~2歳:17.6%(平成30年度)

3~5歳: 7.7% (平成30年度)

⇒利用ニーズが変化。幼児教育無償化によっても増加の見込み。

ニーズ調査結果(抜粋) 3/4

④育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度について

・母親が育児休業を「取得した(取得中である)」割合が平成25年度調査と比較すると増加(P11)

0~2歳:47.5%(平成30年度)←34.1%(平成25年度)

3~5歳:35.0%(平成30年度)←26.0%(平成25年度)

・父親が育児休業を「取得していない」割合が0~2歳、3~5歳ともに80%以上(P11)

・育児休業を取得しなかった理由(平成30年度 0~2歳) (P11)

母親:「職場に育児休業の制度がなかった」が30.2%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が16.3%

父親:「仕事が忙しかった」が31.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が29.9%

⇒母親の利用は増加しているが、引き続き制度の周知、利用しやすい環境づくりの推進が必要。

⑤放課後の過ごし方について

・小学校低学年の放課後の過ごし方の希望についてバンビーホーム(放課後児童クラブ)の割合が3~5歳と小学生で乖離(P13)

3~5歳:52.9%(平成30年度) 小学生:26.0%(平成30年度)

・小学校<u>高学年</u>の放課後の過ごし方の希望についてバンビーホーム(放課後児童クラブ)の割合が3~5歳と小学生で乖離(P13)

3~5歳:32.8%(平成30年度) 小学生:13.2%(平成30年度)

⇒就学前児童と小学生児童でのニーズの乖離について、適正なニーズ量を判断する必要がある。

ニーズ調査結果(抜粋) 4/4

⑥子育てに関して日常悩んでいること

・子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になること(平成30年度)について(P14)

0~2歳:「食事や栄養に関すること」43.0%、「病気や発達・発育に関すること」37.2%

 $3 \sim 5$ 歳:「子どもを叱りすぎているような気がすること」34.4%、「子どもの教育に関すること」36.2% 小 学 生 :「子どもの教育に関すること」42.6%、「子どもを叱りすぎているような気がすること」32.3%

⇒年代で子育てに関する悩みや不安が異なる。切れ目のない支援の充実が必要。

(7)子育てしやすいまち、子どもにやさしいまちについて

・奈良市が子育てしやすいまちか(平成30年度)について、とてもそう思う + そう思う の割合 (P16)

0~2歳:46.1% ※あまり思わない+全く思わない の割合は50.2%

3~5歳:42.2% ※あまり思わない+全く思わない の割合は55.5%

小学生:37.9% ※あまり思わない+全く思わないの割合は59.5%

・奈良市が子どもにやさしいまちか(平成30年度)について、とてもそう思う+そう思うの割合(P17)

母子健康手帳交付者:48.2% ※あまり思わない+全く思わない の割合は44.6%

0~2歳:39.7% ※あまり思わない+全く思わない の割合は57.0%

3~5歳:33.9% ※あまり思わない+全く思わない の割合は64.8%

小 学 生 : 29.6% ※あまり思わない+全く思わない の割合は68.0%

⇒年齢が上がるにつれて肯定的な意見の割合が低下。様々な施策、情報提供の充実が必要。

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画(奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン)骨子(案)

基本的には現行計画の構成を踏襲し、国の動向等を踏まえ必要な視点を盛り込むこととする。

現行計画の体系			見直し		第二期計																							
基本理念	すべての子どもが	今を幸せに生き、夢と希望を持って成長する ことができるまち なら		ニーズ調査結果等	基本理念	すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って 成長することができるまち なら〈継承〉		主な取組例																				
基本方針	基本目標	施策の方向性	- 国や県の動向・方向性 -	から見た課題	基本方針	基本目標	施策の方向性 <u>下線は変更箇所</u>	<u>下線は平成 27 年度以降開始した</u> 取り組み																				
1. 子どもがいきいきと心豊かに	1-1 子どもにと って大切な 権利の保障	① 子どもの権利保障のための取り組みの推進	・平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童福祉法改正等による社会的養育・児童福祉法で見直しの場所を表して、保育の質の向上のため、指導主事・保育の質の向上のため、指導主事・保育を設ける、外国にの人物に関する。のののでは、外国にの人物に関する。ののでは、外国にの人のでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、いきないでは、いきないでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいでは、はいいいでは、はいいでは、いいでは、はいいいでは、はいいいいでは、はいいいでは、はいいいいいいでは、はいいいいでは、はいいいいいいでは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいはいいいいはいいいいいはいいいいいはいいいいいはいいいはいいいはいいいはいいいい	づくり ・多様な保育サービスのニーズへの対応 ・教育・保育の提供体制の確保 ・幼児教育の質の向上 ・放課後児童クラブの適切なニーズを把握し、整備	1. 子どもがい きいきと 心豊かに	1-1 子どもにと って大切な 権利の保障	① 子どもの権利保障のための取り組みの推進	子ども会議 等																				
育つまち づくり	1-2 乳幼児期の 教育・保育の 充実	① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実			育つまち づくり	1-2 乳幼児期の 教育・保育の 充実	① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実	教育・保育施設の整備、認定こども園設置の推進、教育・保育の質の向上に向けた取り組み 等																				
	1-3 学齢期の教育・育成施策の充実	① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実② 子どもの居場所や体験活動の充実③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実				1-3 学齢期の教育・育・育成施策の充実	① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実② 子どもの居場所や体験活動の充実③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実	学校教育・体験活動の充実に向けた取り組み、放課後児童健全育成事業、児童館の運営、相談体制の充実 等																				
2. 子どもを安 心しててら れるまち づくり	2-1 子どもと子 育て家庭の 健康の確保	妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実 小児医療体制等の充実		〇子どもを安心して生み育てられるまちづくり ・保護者同士が集う交流の機会や学習の機会を通じて、子育てに関する不安の軽減や知識の向上につなげる ・支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援 ・保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう。身近で気軽に相談できる仕組		2-1 子どもと子 育て家庭の 健康の確保	① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実③ 小児医療体制等の充実	母子の健康管理、健康教育・教室の実施、母子の健康づくりに関する情報提供と相談体制の充実 <u>(産後ケア事業)、</u> 医療体制の充実(妊娠と出産の安全確保)等																				
	2-2 地域の子育 て支援の充 実	① 子育て中の親子の居場所づくりの推進 ② 多様な子育て支援サービスの充実				2-2 地域の子育 て支援の充 実	① 子育て中の親子の居場所づくりの推進 ② 多様な子育て支援サービスの充実	地域子ども・子育て支援事業、一時預か り事業、病児・病後児保育事業、幼稚園 や保育所の園庭開放 <u>育児家事援助</u> 等																				
	2-3 子育てに関 する情報提 供の推進と 経済的な支 援の充実	① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実 ② 子育て家庭への経済的な支援の充実(※子育て世帯全体に関係するもののみ)				2-3 子育てに関 する情報提 供の推進と 経済的な支援の充実	① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実 ② 子育て家庭への経済的な支援の充実(※子育て世帯全体に関係するもののみ)	子育て世代包括支援センター、各種相 談体制の充実、子育て世代支援 PR 事業、 医療費助成・就学援助 等																				
	2-4 様々な状況 にある子ざ もと子育て 家庭への支 援の充実	① ひとり親家庭への支援の充実② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実③ 児童虐待防止などの取り組みの充実		性 ・保育の受け皿の拡大 ・保育の受け皿拡大を支える「保育人 材確保」 ・保護者への「寄り添う支援」の普及促	性 ・保育の受け皿の拡大 ・保育の受け皿拡大を支える「保育人 材確保」 ・保護者への「寄り添う支援」の普及促	性 ・保育の受け皿の拡大 ・保育の受け皿拡大を支える「保育人 材確保」 ・保護者への「寄り添う支援」の普及促	性 ・保育の受け皿の拡大 ・保育の受け皿拡大を支える「保育人 材確保」 ・保護者への「寄り添う支援」の普及促	・子どもの虐待(疑いを含む)を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化。児童虐待予防の広報・啓発の充実 ・奈良市が子育てしやすいまち、子どもにやさしいまちと感じられる活動(広報活動・情報提供)		2-4 様々な状況 にある子育で もと子の支援の充実	の充実 ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実	母子父子家庭への自立支援、 障害のある子ども・発達の支援が必要な子どもと子育て家庭への支援と相談体制の充実(<u>子ども家庭総合支援拠点</u>)、地域のネットワークによる子どもを守る体制 児童相談所の整備、里親支援事業、学習支援事業 等																
3. 地域全体でと子育で見守るま	3-1 地域ぐるみ で子どもを 育てる現境 づくりの推 進			 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」 持続可能な保育制度の確立 保育と連携した「働き方改革」 〇(国)『子供の貧困対策に関する大 	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	・保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」・持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」持続可能な保育制度の確立	・保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」 ・持続可能な保育制度の確立	・保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」 ・持続可能な保育制度の確立 ・特続可能な保育制度の確立	・安心・安全な子どもの居場所や子育て	3. 地域全体で 子どもと 子育 見守 を見づ	3-1 地域ぐるみ で子どもを 育てる環境 づくりの推 進	① 地域における子育て支援活動の充実 ② 地域における子どもの見守り活動の推進	子育てサークルへの助成、ファミリー・サポート・センター事業、交通安全教室、防犯活動 等
< 9	3-2 仕事と子育 ての両立支 援の推進	① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切に する社会的な機運の醸成				< 9	3-2 仕事と子育 ての両立支 援の推進	① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切に する社会的な機運の醸成	仕事と生活の調和推進事業 等																			
	3-3 子どもと子 育て家庭に やさしい生 活環境づく りの推進	① 安心して外出できる環境づくりの推進	・教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援			3-3 子どもと子 育て家庭に やさしい生 活環境づく りの推進	① 安心して <u>生活</u> できる環境づくりの推進 ※外出⇒生活へ文言変更	公共賃貸住宅における子育て世帯向け 優先入居制度 等																				